



令和5年度 社工業団地植木剪定等業務委託

金抜設計書

業 務 番 号 2023130000

業 務 名 令和5年度 社工業団地植木剪定等業務委託

履 行 場 所 加東市佐保49番、50番（社工業団地）

兵庫県 加東市

[illegible]

番号	名称	内容	数量	単位	単価	金額	備考
		令和5年度 社工業団地植木剪定等業務委託					
1	直接業務委託費		1	式			内訳書No.2
2	諸経費						
	共通仮設費相当		1	式			率
	現場管理費相当		1	式			率
	一般管理費相当		1	式			率
3	業務委託価格計						
4	消費税相当額						10%
5	総計						

令和5年度 社工業団地植木剪定等業務委託 仕様書

1 一般事項

- (1) この仕様書は、加東市が発注する「令和5年度 社工業団地植木剪定等業務委託」に適用するものとする。
- (2) 加東市（以下「委託者」という。）及び受託者は契約書記載の業務委託契約に関しては契約書に定めるもののほか、本令和5年度社工業団地植木剪定等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）、「土木工事共通仕様書」及び「土木請負工事必携」、「土木工事施工管理基準」によるものとする。
- (2) 本業務の概要は次のとおりとする。

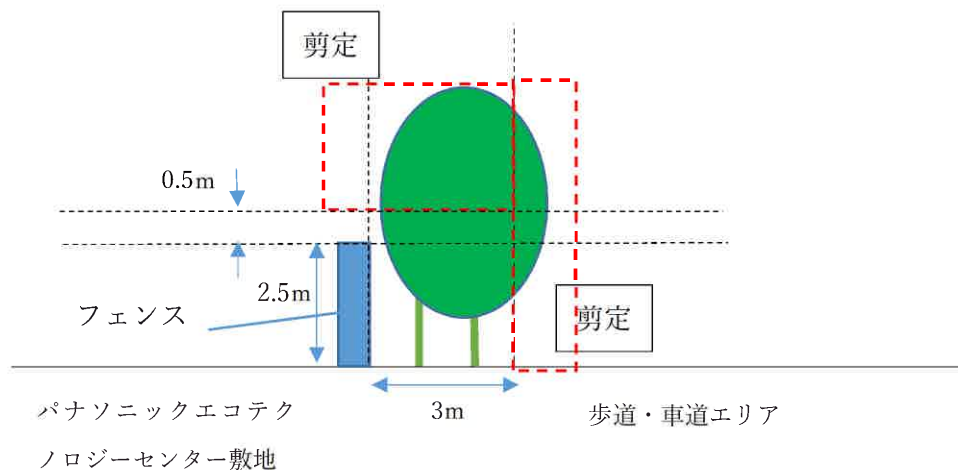
実施目的：社工業団地の適正かつ良好な管理のため、植木（夾竹桃）の剪定及び伐採を実施する。

実施場所：加東市佐保49番、50番（社工業団地）

履行期間：契約締結日の翌日から令和6年3月22日まで

業務内容：パナソニックエコテクノロジーセンター社境界域(下図)

- ① 植木（夾竹桃）32本を剪定する。隣接するパナソニックエコテクノロジーセンター社の敷地フェンスの高さ（2.5m）から約0.5m上の高さに整えるように、および歩道・車道エリアに係る部分については、敷地フェンスから約3mを超えないように、剪定する。



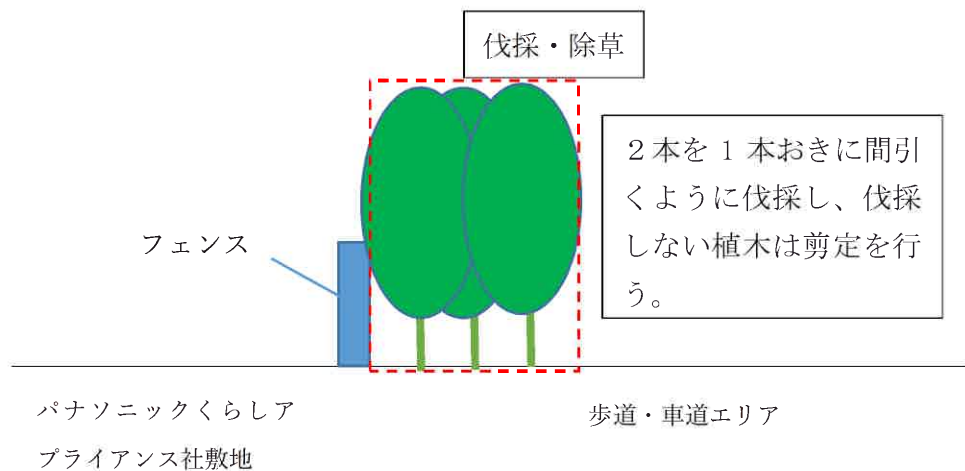
パナソニックくらしアプライアンス社境界域（下図）

- ① 植木（夾竹桃）を伐採する。隣接するパナソニックくらしアプライアンス社の敷地フェンス前にある植木（夾竹桃）44本は、うち2

2本を歩道進行方向に1本おきに間引くように伐採し、2本が残る。伐採しない植木（夾竹桃）2本は、パナソニックエコテクノロジーセンター社境界域と同じ仕様で整えるように剪定する。

② 伐採する植木の株は、地際より処理し周囲と段差を生じないようにすること。ただし、ルートカラーが大きく地際での処理が困難な場合は、監督員と協議し対応を決定することとする。

③ 除草。上記①とともに除草も行う。また、鉄塔のフェンス周辺を除草する。



(3) 業務の実施にあたっては、監督員と協議、調整の上、実施すること。なお、受託者は、着手日・完了日等の重要事項は、必ず監督員に連絡すること。

2 業務区域以外への立ち入り

受託者は、業務区域以外の区域に立入りする場合は、必ず所有者の承諾を得ること。

3 関係機関との調整

監督員、その他関係者に作業着手前には十分な計画、方法等についての説明をし、トラブルの発生がないように十分な配慮及び調整を行うこと。

4 交通誘導員の配置

交通誘導員については、交通誘導員A 1名 交通誘導員B 10人日を計上しているが、道路管理者及び所轄警察署の打ち合わせの結果又は、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

なお、交通誘導員A、Bの定義は次のとおり。

交通誘導員A：警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）で交通誘導員警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員

交通誘導員B：警備業者の警備員で、交通誘導員以外の交通の誘導に従事するもの

5 安全確保・管理

- (1) 作業中は作業員の事故防止のため、安全帽、標識、工事看板、安全チョッキ、カラーコーン、安全ベルト等を使用し、事故防止対策を図ること。
- (2) 労働基準監督署等関係機関の指導等により、危険防止の安全対策等が必要となった場合には、監督員と協議すること。
- (3) 作業中の安全確保のために工法等の変更が必要と考える場合には、監督員と協議すること。
- (4) 発生材等の運搬時に、積載物の落下等により道路及びその他の箇所を汚損した場合は、ただちに復旧すること。
- (5) 作業実施には労務管理を厳正に行い、安全を期すること。
- (6) 本業務による近隣施設等への損害の補償及び補修は受注者の負担で行うこと。
- (7) 本業務で剪定、伐採する夾竹桃は毒性があるため、適切な安全対策を講じること。

6 発生材（剪定枝葉等）等の処分について

- (1) 発生材は、速やかに収集し、処分は適正に行うこと。
- (2) 作業区域から発生する空ビン・ゴミ等の塵芥は、分別を行い、関係法令及び条例を遵守し受託者の責任において適正に処分すること。ただし、大型ゴミはこの限りではない。
- (3) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）（以下「建設リサイクル」法という。）に基づき、特定建設資材の分別等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずること。
- (4) 発生材は、再生資源化施設への搬入とし、監査員と協議の上、「産業廃棄物処分業許可証」、マニフェスト等の必要書類の提出をすること。
- (5) 発生材処分量は、実施数量に従い設計変更とする。

7 法令等の遵守

- (1) 仕様書に定めのない業務上必要な軽易となる事項については、関係法令等を遵守し、受託者の責任において処理すること。

- (2) 受託者は、その使用人とは適正な雇用契約を結び、労働関係法令を遵守しなければならない。
- (3) 業務の履行にあたり、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (4) 道路上の作業になる場合は、作業に先立ち「道路使用許可証」を取得し、許可条件を遵守すること。

8 苦情・要望等の処理

- (1) 業務の実施にあたり、関係官公署及び地元代表者・周辺住民等と協議の必要がある場合は、速やかに監督員に報告すること。
- (2) 苦情・要望等を受けたときも同様に監督員に報告し協議を行うこと。

9 提出書類

契約者は、契約書に基づく書類のほか下記書類を提出すること。

- (1) 受託者は、作業開始の1週間前に、監督員に業務計画書を提出すること。
- (2) 受託者は、作業が完了後、事前、事後及び作業中の写真を添付した完了報告書を監督員に提出すること。
- (3) 受託者は、作業が完了後、枝幹等の処分量が確認できる資料を監督員に提出すること。
- (4) その他監督員が提出を必要と認めた書類を提出すること。

10 作業終了に伴う検査

受託者は業務の終了後、監督員の検査を受け、合格しなければならない。

11 契約金支払いについて

支払は一括払いとし、本業務が完了し、検査が終了した後に受託者から提出される請求に基づき委託者が支払う。

12 その他の事項

(1) 暴力団排除について

受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- ア 断固として不当介入を拒否すること。
- イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- ウ 契約事務担当所属に報告すること。
- エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより、工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、契約事務担当と協

議を行うこと。

(2) 秘密の保持について

- ① 受託者は、本業務の履行に際して知り得た業務の内容を第三者に漏らしてはならない。
- ② 前項に規定する義務は、本業務終了後もなお効力を有する。

13 疑義

本業務について疑義のある場合若しくは業務上必要な事項で本仕様書に記載のないものについては、委託者と別途協議の上定めるものとする。

14 担当課

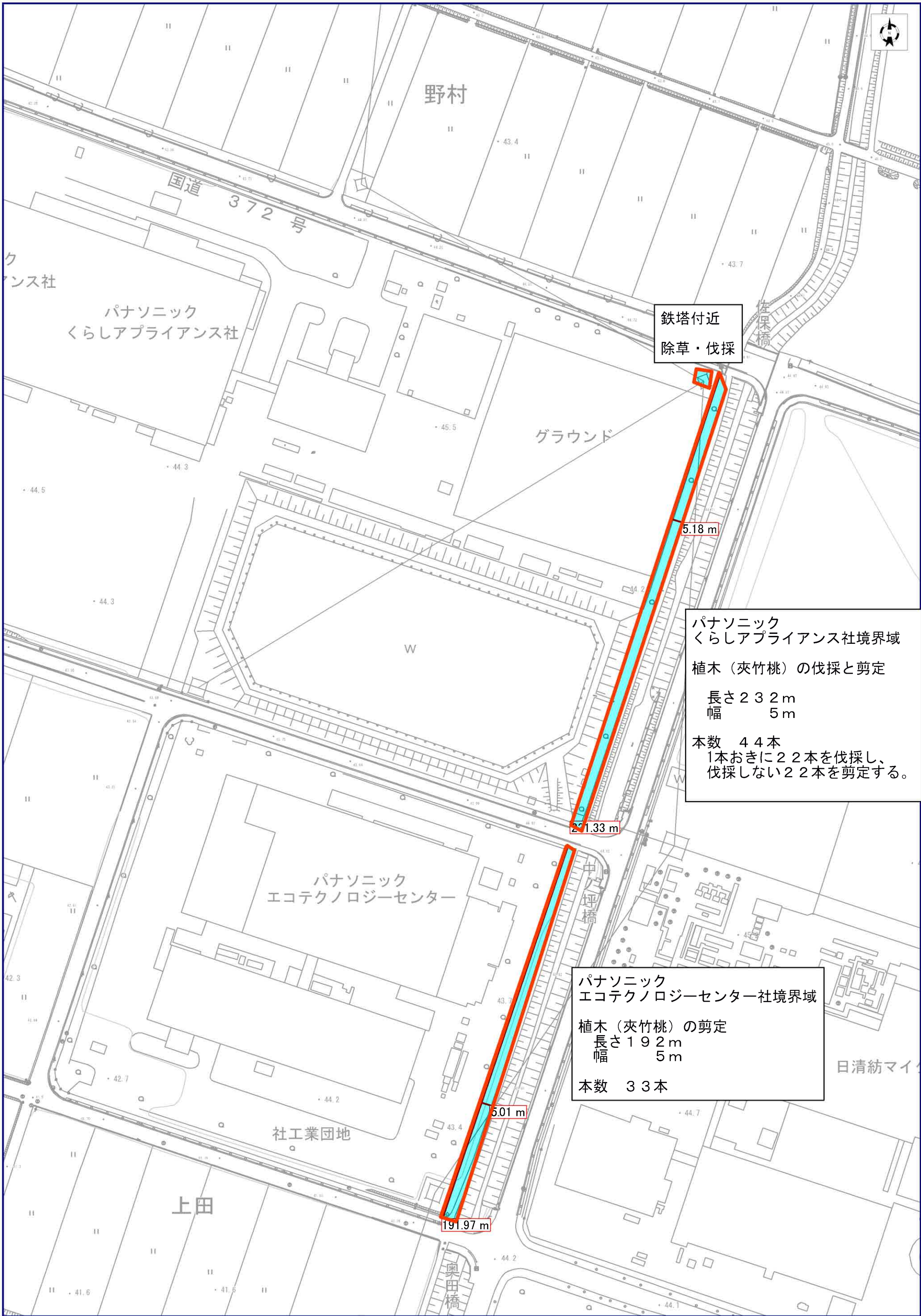
加東市 産業振興部 商工観光課 商工係

(兵庫県加東市社50番地 / 電話 0795-43-0531)

位置図

加東市社佐保49番、50番





鉄塔付近
除草・伐採

パナソニック
ぐらしアプライアンス社境界域
植木（夾竹桃）の伐採と剪定
長さ 2 3 2 m
幅 5 m
本数 4 4 本
1本おきに2 2本を伐採し、
伐採しない2 2本を剪定する。

パナソニック
エコテクノロジーセンター社境界域
植木（夾竹桃）の剪定
長さ 1 9 2 m
幅 5 m
本数 3 3 本

現況写真



